

東日本大震災 被災地市町村への職員派遣について

総務部職員課

本市では、本年度に引き続き、平成27年度においても東日本大震災の被災地市町村の復興に向けた事業を積極的に支援するため、次のとおり職員を派遣いたします。

記

- 1 派遣先 宮城県多賀城市
- 2 期間及び人数 期間 平成27年4月～平成28年3月（1年間）
人数 2人（事務職及び技術職各1人）
- 3 業務（予定） 道路・下水道等公共施設の災害復興業務
- 4 実績 平成24年度から中長期的な人的派遣として、宮城県多賀城市に常時2人の職員（事務職及び技術職各1人）を派遣。
◇平成24年度
派遣期間3ヶ月を単位とし、計7人の派遣
◇平成25・26年度
派遣期間4ヶ月を単位とし、各年度計6人の派遣
◇派遣先の主な業務
道路・下水道等公共施設の災害復興業務
（公共物管理、補助申請、経理業務、設計、積算、監督等）
- 5 その他 当該派遣は、地方自治法第252条の17の規定に基づく職員派遣となります。



※写真は平成26年度派遣の様子です